

# 奨励制度（案）について

平成 25 年 11 月

鴨川市企画政策課

## 1 奨励制度（案）について

本市における企業等誘致奨励制度については、本委員会におけるこれまでの協議のとおり、制度創設から長期間に亘り見直しが行われておらず、適用事例も無いことから、委員からの意見等を踏まえ、下記のとおり、より多くの企業が利用しやすく時代の趨勢に合致した制度へと改めることとしたい。

## 2 新旧対照表

区分		新制度（案）		現行制度	
		中小企業以外	中小企業		
対象要件	対象業種	次に掲げる事業を除く全ての業種 ・ 風俗営業・暴力団等の公序良俗に反する事業 ・ 宗教活動若しくは政治活動を目的とする事業 ・ 環境への悪影響が特に懸念される事業 等		工場、学校等の教育施設、遊園施設、ゴルフ場	
	新設	投下固定資産総額	1億円以上	5千万円以上	5億円以上
		新規常用雇用者数	10人以上	5人以上	50人以上
	増設	投下固定資産総額	5千万円以上	2千万円以上	5億円以上
		新規常用雇用者数	5人以上	2人以上	要件なし
奨励措置	立地奨励金	・ 新設又は増設に伴う投下固定資産に係る固定資産税納付額を限度として奨励金を交付 <奨励期間> 3年間		・ 新設又は増設に伴う投下固定資産に係る固定資産税納付額を限度として奨励金を交付、又は課税の免除 <奨励期間> 3年間（2年延長の特例あり）	
	雇用促進奨励金	・ 10万円／人（総額3千万円を限度） 1回限り ・ 新規常用雇用者のうち、操業開始後、継続して1年間雇用している者が対象			

※ 事業所の操業開始の日から10年以内に、その事業を廃止又は休止したとき、指定を取り消し、奨励金を返還させることができる。

## 企業等誘致委員会委員からの奨励制度に関する意見等

### 1 対象要件（投下固定資産総額及び新規常用雇用者数）の緩和

〔関係意見等〕

- ・制度創設から年数が経過し、近年においては適用事例もない現行制度の適用要件の見直しは必須。企業にとってより利用しやすい要件へと改めるべき
- ・中小規模であっても数多くの企業を誘致することにより、大きな雇用を生み出すことが可能となることから、中小企業に対する要件緩和措置を設けるべき
- ・市内に立地する既存企業の業務拡大を支援するため、新規立地のみならず、増設に対する要件緩和措置を設けるべき
- ・千葉市のマイレージ型奨励制度[注]を参考としてはどうか

[注]投下固定資産額及び雇用等の実績に基づく制度適用の可否の判断を、複数年の間における累積を以て行う方式

### 2 対象業種の拡充

〔関係意見等〕

○対象業種全般に関すること

- ・まちづくりの戦略として、ある程度の業種の選定は必須



- ・可能な限り多くの業種に門戸を開き、誘致の効果を積極的に享受すべき

- ・国の戦略に合致した業種を選定することが効果的である
- ・道路交通等の物流インフラに課題を抱えるため、立地条件を弱みとしない産業の誘致に力を入れるべき

○医療・福祉分野に関すること

- ・主として人的サービスを提供する分野であるため、雇用の創出という観点で効果がある
- ・市長が提唱する「(仮称) 鴨川プラチナタウン構想」の実現に向けた後押しとなる
- ・本市の強みである当該分野の更なる発展・振興の一助となる
- ・観光と医療を結びつけたメディカルツーリズムを推進することで、新たな需要を取り込むことができる

○観光業に関すること

- ・当該分野への注力は、市の将来像「自然と歴史を活かした観光・交流都市」に合致する
- ・現行条例より対象を拡充することで更に多くの企業が活用し易くなると考えられる
- ・観光資源が豊富な本市にあって、当該分野は強みであると言える
- ・具体的な業種が多岐に亘るため、実際に対象とする業種を選定するに当たっては、相応の検討・精査が必要となる

- ・観光と医療を結びつけたメディカルツーリズムを推進することで、新たな需要を取り込むことができる（再掲）

#### ○製造業に関すること

- ・雇用の創出に優れていることから、対象業種から積極的に除外する理由はない
- ・環境へ悪影響を及ぼす業種・事業所への対応は必要
- ・製造業や研究所については、本市より条件のよい工業団地が所在している富津市や君津市においても誘致が進んでいない

#### ○教育施設に関すること

- ・少子化が進行する本市にあっては誘致が難しいと考えられるため、対象とするには慎重に検討する必要がある

#### ○新エネルギー関連施設等（環境奨励）に関すること

- ・雇用こそ多くないものの、「環境に配慮したまちづくりを進めている」という外部へのメッセージとなる

### 3 企業誘致に資する立地奨励制度の見直し

〔関係意見等〕

- ・企業が立地判断するに当たり、奨励制度の優劣は優先順位が非常に低い。奨励制度自体は、外部への「本市は企業誘致及び立地後のバックアップに積極的である」というメッセージの発信、つまりは、企業の立地検討のきっかけづくりという意味合いが強い。そのため、奨励の程度は、他市町村に比べて見劣りしない内容であればよいのではないか
- ・市の基本構想に即した業種に対する上乗せ措置を設けるなど、奨励の程度を段階的に設定してはどうか

### 4 雇用の創出に資する雇用促進奨励制度の創設

〔関係意見等〕

- ・特に若年層人口の流出が顕著となっている現状にあって、当該制度の必要性は高い